

履歴事項全部証明書

東京都墨田区亀沢四丁目1番11号
株式会社ミノウラ

会社法人等番号	0106-01-015967	
商号	株式会社ミノウラ	
本店	<u>東京都墨田区両国三丁目6番5号</u>	
	東京都墨田区亀沢四丁目1番11号	令和 3年11月 7日移転
		令和 3年11月 8日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和53年7月19日	
目的	1、テープ、ゴム紐類の製造販売 2、ビニール、合成皮革及プラスチック成型品の製造販売 3、スポーツ用品の製造販売 4、介護福祉用品、医療用品の販売 5、健康管理補助器具の販売 6、不動産賃貸業 7、上記各号に附帯する一切の業務 平成15年 8月29日変更 平成15年 9月25日登記	
発行可能株式総数	20万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>16万7000株</u> 各種の株式の数 普通株式16万株 <u>議決権制限優先株式7000株</u>	平成19年 6月11日変更
		平成19年 6月20日登記
	発行済株式の総数 16万5500株 各種の株式の数 普通株式 16万株 議決権制限優先株式 5500株	令和 2年10月 8日変更
		令和 2年10月 8日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	

資本金の額	金 8 3 5 0 万円	平成19年 6月11日変更
		平成19年 6月20日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式18万株 議決権制限優先株式2万株 1. 剰余金の配当 剰余金を配当する場合において、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権制限優先株式を有する株主（以下「議決権制限優先株主」という。）に対し、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、1株につき年100円の優先配当金（以下「優先配当金」という。）を支払うものとし、議決権制限優先株主に対して配当する1株当たりの剰余金の額が優先配当金の額に不足するときは、当該不足額はその後の事業年度に累積しない。 2. 議決権 議決権制限優先株主は、株主総会における議決権及び会社法第322条第1項の規定による種類株主総会において議決権を行使することができない。 平成19年 5月30日設定 平成19年 6月20日登記	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の普通株式及び議決権制限優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成19年 5月30日変更 平成19年 6月20日登記	
役員に関する事項	取締役 箕 浦 一 雄	平成29年 8月25日重任
		平成29年 9月25日登記
	取締役 箕 浦 一 雄	令和 1年 8月23日重任
		令和 2年10月 8日登記
	取締役 金 森 隆 昭	平成29年 8月25日重任
		平成29年 9月25日登記
	取締役 金 森 隆 昭	令和 1年 8月23日重任
		令和 2年10月 8日登記
	取締役 箕 浦 理 絵	平成29年 8月25日重任
		平成29年 9月25日登記
	取締役 箕 浦 理 絵	令和 1年 8月23日重任
		令和 2年10月 8日登記

東京都墨田区亀沢四丁目1番11号
株式会社ミノウラ

	東京都墨田区緑一丁目24番4号 代表取締役 箕浦 一雄	平成29年 8月25日重任
		平成29年 9月25日登記
	東京都墨田区緑一丁目24番4号 代表取締役 箕浦 一雄	令和 1年 8月23日重任
		令和 2年10月 8日登記
	監査役 箕浦 文香	平成28年 8月26日重任
		平成28年10月11日登記
	監査役 箕浦 文香	令和 2年 8月27日重任
		令和 2年10月 8日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	
		平成28年10月11日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成 2年 6月14日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年11月18日
東京法務局墨田出張所
登記官

有 馬 克 文

